
ACTION PROGRAM

“団 体 交 渉 団 交” 対応メモ

取扱注意

弁護士 前 田 尚 一

弁護士前田尚一法律事務所(札幌)

〒060-0061

札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階

TEL : 011-261-6234 (代表) FAX : 011-261-6241

<http://www.smaedalaw.com/>

1 心 構 え (信念)

(1) 相手のペースに巻き込まれず、常にあるべき方向性を前提として、主体的な対応をとる。

= 長期的展望に立脚した確固たる経営判断の貫徹

←健全な経営体が承継してこそ従業員の職場が確保される！！

(2) 時間と労力を惜しまない。

= 労務問題では実体だけではなく、

←**手続（話し合い等）**それ自体が1つの価値とされることを理解する。日本の労働法は、敗戦後マッカーサーが憲法を制定して以来、米国以上に厳心の労働法ができあがっている。

(3) 決して感情的にならず、論理的に対応することに徹する。

= 労働組合の特質をよく知る。

←**会社は合理的判断を旨としないう限り、発展を望めないうばかりか、先の見えない経済状況を乗り切ることはできないう。義理人情はもはや通用しないう。要は、大人の論理をどう組合員に理解してもらえるかである。**

2 質疑に対する応答例 (丸暗記。自然に口に出なければならない。)

@ 担当者の立場を問題としたとき

- ・「 私は、会社から交渉権限は与えられておりますが、処理権限はあたえておりませんので、即答は差し控えさせていただきます。」
- ・「 このような重要事項につき、私一存で決定せよ、という要請自体に無理があります。」
- ・「 重要事項であり、私の回答権原を逸脱するものでありますので、会社の責任ある決定を要する内容でありますので、次回までに慎重に検討致し、回答致します。」
- ・「 私では不満のご様子ではありますが、不勉強で恐縮ですが、ご参考まで、処理権限を持たない者が団体交渉に出席することがイケナイとする、法律上、判例上の根拠を教えてください。」

@ 法律の議論を論じ回答を迫ったとき

- ・「 その点につきましては、顧問弁護士に法的見解を求め、労働法上の問題はな
いとの回答を得ております。」
- ・「 なお、私は、法律については全くの素人でありますので、法律の論理にかか
わる回答は差し控えさせていただきます。」
- ・「 もし、必要であれば、顧問弁護士を同席させご説明する用意がありますので、
お申し出下さい。」

@ 顧問弁護士に法的見解を求めると回答したことに対し、あるいは顧問弁護士の関与について異議を述べたとき

- ・「 当社の顧問弁護士は、一般民事事件においては函館市でも活動しており、労使
関係事件においては、共産党系自交総連の案件で、会社側支店長が37時間に及び
数十名の組合員に監禁された事案を処理しているほか、連合関係では、渡辺健一
氏と当時連合北海道中小・労対部長奈良田弘が関わった北欧パンの案件の解決の
ほか、札幌中小労連はもとより、札幌地区連合、パートユニオンとの労使問題を

すべて円満解決した弁護士であり、会社としても、あるべきスジを通す弁護士であることを確信しております。」

@ 必要以上に詳細な説明を求めたり、同じ質問を繰り返すとき

・「先ほどもご説明申し上げましたとおり、…（リピート）。」

@ 対応が無責任であるかのように迫られたとき（「法律について全くの素人、とは何事か。担当者がそれでよいのか。…」の類）

・「私は、誠実かつ十分な対応をしていることを確信しております。

私の対応に対するご意見は、貴殿の主観的な判断に過ぎませんし、そもそも、この場は、私の対応の是非を論じる場ではございません。

他に何か建設的なご質問はございませんか。」

@ 「組合が、会社の回答は納得できないと言ったら、会社はどうするのか。」

・「ただ今の発言は、組合側としては話し合いの余地がないので団体交渉を打ち切るという趣旨のご発言でしょうか。」

・「会社側と致しましては、組合が提示された問題について、皆様のご理解をいただけるよう、これまでどおり必要な説明を行っていく所存であります。」

@ 相当な時間が経過するも無意味な糾弾的発言が続くとき

・「会社側と致しましては、実りある議論を行いたいと考えております。

これまで、誠実に対応して参りましたが、そのような一方的な発言を続けられるのであれば、話し合いのしようがございません。」

@ その他

・「仮定の質問にはご回答できません。」

・「抽象的なご質問にはお答えできません。」

- ・「ただ今のご質問は、本日の団交の目的にそぐわないものであり、ご回答できません。」
- ・「見解の相違だと思われます。」
- ・「主観的・一方的な判断であると思われます。」
- ・「組合結成は、会社にとって経験のないことであり、十分な検討が必要であります。」
- ・「会社としては、その場しのぎの回答をするつもりはありません。責任ある回答をしなければ、今後労使の良識ある信頼関係は築けないと考えます。」
- ・「誤解を生じると困りますので、次回の団交までに回答を準備致します。」
- ・「この場合は冷静に意見交換をする場にありますので、冷静にお話戴くようお願い致します。」
- ・「他に何か建設的なご質問はございませんか。」
- ・「組合が憲法で保障されていつことは十分に理解しております。しかしながら、組合であれば、どのようなことも当然できると考えられているのであれば、改めて、憲法が組合を保障した趣旨を、組合顧問弁護士に確認していただくよう要請致します。」

@ 解雇の件を再度持ち出したとき（12月中の団交では保留）

- ・「解雇に関するご提案は既に撤回しております。本日の団体交渉は、その趣旨に添った団体交渉を行わなければ、実りある労使関係は気づけないと考えます。」

弁護士：前田 尚一（まえだしょういち） プロフィール

本弁護士連合会登録 登録番号：21066

札幌弁護士会所属 第41期

1959年 北海道岩見沢市に生まれる

札幌市立新琴似北中学校 卒業

北海道札幌北高等学校 卒業

北海道大学(北大)法学部 卒業

平成元年 弁護士登録

平成5年 前田尚一法律事務所 開設

- ・札幌鉄道病院 倫理委員会・臨床研究審査委員会各委員
- ・財団法人北海道暴力追放センター 元・暴力相談委員
- ・北海道大学法科大学院（ロースクール） 元・実務家教員（平16～18）



現在、TV番組『のりゆきのトーク DE 北海道』（uhb フジテレビ系）に準レギュラーとして出演しているほか、WEB専門ニュースサイト『BNN』で“弁護士Mの法律小咄”を担当している。

弁護士：前田尚一の理念



『法律』は、**弱い立場にあるからといって味方をしてくれる訳ではありません。**

『法律』は、“**法律を知っている者に味方する！！**”ものだというのが、私の実感です。

自分を弱者であるとか、**被害者であると頑固に言い続けるだけでは、望んだ結果を導けるものではありません。**

そして、私は、『**弁護士**』の仕事は、“**クライアント(依頼者)との協働作業**”である、と考えています。

ですから、『**法律問題**』の処理・解決は、“**クライアントと弁護士がうまく協働すればするほど良い方向に向かう**”、ということが、私が経験から得た確信です。

そのために、『**法律問題**』に対応するにあたっては、まず、依頼された案件について、“**本当の解決は何か**”を、**依頼者ごとに、案件ごとに、**解明していくことから始めなければならない、と考えています。

法律による解決といっても、手法は一律ではありません。

例えば、「離婚したい」といっても、あなたが、解決しようとしている最終目的は何なのか、新たな生活をするために離婚すること自体が問題なのか、

それとも、離婚後の生活を踏まえたお金の問題なのか、
あるいはお子さんとどちらが一緒に暮らしていくということが問題なのか、
その目的によって力の注ぎ方は変わるはずです。

企業であれば、業界固有の慣行を確認することなどといったことも、決しておろそかにはできないことです。

私は、依頼された『法律問題』が、
**個々の依頼者の活動・実生活の全体の中で持つ意味を分析して、依頼者にとって何が本当の解決であるのかを解明し、
解決のための「スキーム（計画・枠組み）」を組み立て、戦略的な観点から、
その『法律問題』と向き合っていきたいと考えています。**

実績・事例

解決事例(判例集等に登載され、または、マスコミで報道された案件のみ)

プライバシーの問題がありますので、判例集、判例雑誌に登載、または、新聞等マスコミで報道されたなど、一般に公表された案件に限ってご紹介致します。

交通事故(死亡事故)

会社の代表者の死亡による逸失利益について現実の報酬を基礎として算定された事例

(被害者を代理)

保険会社の最終提示額 6,000 万円弱であった会社の代表者の死亡事故について、裁判を起した結果、9,000 万円を超える手取額となった。会社役員の逸失利益は、その算定の基礎収入から利益配当部分を控除すべきであるとする裁判例が少なくないが、判決は、現実の報酬額を基礎として算定された。(札幌地方裁判所平成 9 年 1 月 10 日判決：「判例タイムズ」990 号 228 頁)

交通事故(傷害事故)

近くの横断歩道を渡らなかった自転車につき、重大な過失ではないとし、将来の介護料を認めた事例

(被害者を代理)

保険会社(自動車共済)のわずか 54 万円の残額支払提示に対し、裁判を起した結果、2,300 万円を超える支払を受けることができた事案
(札幌地方裁判所平成 9 年 6 月 27 日判決：「自動車保険ジャーナル」1219 号)

名誉毀損

「札幌市議菅井氏北海道新聞を名誉毀損で訴える」 (ニューステロップ)

(市議会議員を代理)

(NHK ネットワークニュース平成 8 年 7 月 8 日放映、その他日刊紙)

「前田尚一弁護士が道新記者を一喝 記者会見で「道新は書かなくてもいい」」 (見出し)

(市議会議員を代理)

(人事エクスプレス平成 8 年 7 月 15 日)

「札幌市議の名誉毀損訴訟道新敗訴の判決」 (見出し)

(市議を代理) (読売新聞平成 11 年 3 月 2 日朝刊その他の日刊紙)

札幌市議がパチンコ店の出店工作をした旨の新聞記事について、名誉毀損による損害賠償として 200 万円を認容した事例

名誉毀損に対する慰謝料 100 万円というのが裁判例の相場であるといわれ、著しく低額であった時代に、本判決は、200 万円を認容した。
(札幌地方裁判所平成 11 年 3 月 1 日判決：「判例タイムズ」1047 号 215 頁)

会社の支配権・事業承継

家業を法人化した際、先代が株式払込金を支出した場合において、長男・長女を実質的株主として株式を取得させるため、その株式払込義務を代わって履行したものであるとして、長男・長女の株主権を認めた事例

閉鎖的な同族会社では、個々の家族構成間の利害関係を背景として、誰が株主なのか争いとなる場合があるが、本判決は、先代が資金を出したにもかかわらず、長男の株主権を認めた。(札幌地方裁判所平成9年11月6日判決：「判例タイムズ」1011号240頁)

住民運動

「札幌・円山葬儀場問題 住民監査請求」(ニューステロップ)

(住民側を代理)

市有地に民間の葬儀場建設されることについて、不明朗な点が見られたため、対抗手段として、住民監査請求を申立てた。その後、住民訴訟に発展。(NHK北海道ニュース平成6年8月23日放映、その他の日刊紙)

「円山葬儀場 訴訟外で決着 反対派が業者へ建設断念和解金 9800万円」(見出し)

(住民側を代理)

周辺住民が、市有地での民間葬儀場建設に反対し、業者との間で、札幌市交通局も巻き込んだ相次ぐ訴訟合戦に発展していた中、訴訟外で和解交渉が進められ、業者が建設を断念。
(読売新聞平成7年2月16日朝刊その他の日刊紙)

都市開発・土地区画整理

仮換地指定がなされた従前地についてその占有者に対し明け渡しを認めた事例

(土地区画整理組合を代理)

土地区画整理事業の中で、別の土地に移転できる状態になったにもかかわらず、土地を占有し続ける旧所有者に対する民事的手続による明け渡しが認められた。
(札幌地方裁判所平成9年6月26日判決、札幌高等裁判所平成9年10月31日判決)

法人組織

公益法人から除名処分を受けた会員の仮の地位を定める仮処分申立てについて、被保全権利の疎明がないとして却下された事例

(公益法人を代理)

公益法人での除名処分という類似先例のない珍しいケースについて、今後の同種事案の処理上参考になるとして紹介された。
(札幌地方裁判所平成11年1月26日決定：「判例タイムズ」1037号248頁)

談合

「堀知事ら被告の農業土木談合訴訟 札幌地裁で初弁論」(見出し)

(建設業者を代理)

(Yahoo!ニュース平成13年3月2日 日刊紙、TVニュース)

「道発注工事官製談合 業者に賠償命令」(見出し)

(建設業者を代理)

北海道の住民である原告らが、北海道A支庁における農業土木工事において談合が行われていたとして、同工事の受注をした2会社と同工事の請負契約締結当時の北海道知事、北海道A支庁長及び北海道農政部長に対し、地方自治法(平成14年法律第4号による改正前のもの)242条の2第1項4号に基づき、北海道(参加人)に代位して、損害の賠償を求めた事案

原告は、談合による道の損害額を「工事予定価格の総額の10%に当たる7850万円」と主張したが、裁判所は、当方の主張・立証を容れ、判決で「総合的に考慮して5%が相当」との判断を示した。

(札幌地方裁判所平成19年1月19日判決：「裁判所WEB」)(日本経済新聞平成19年1月20日ほか日刊紙、TVニュース)

不動産競売

「道内唯一の演劇専用劇場 競売、年内閉鎖へ」(見出し)

(新オーナーを代理)

(北海道新聞平成12年8月1日朝刊)

「札幌の演劇ホール『マリアテアトロ』25日の「舞台」最後に15年の歴史の幕」(見出し)

(新オーナーを代理)

不動産競売により取得した物件について、従来からの賃借人らとの法律問題を解決。

(フロンティアタイムス平成12年12月20日)

強制管理申立ての事案

「大型飲食店ビル第5、第6小笠原ビルのテナント賃料をめぐる延々と係争騒ぎ！札幌、東京の弁護士携え、双方の主張真っ向から対立！」(見出し)

(申立て側を代理)

月額合計約1000万円のテナント賃料をめぐる、当時あまり利用されていなかった強制執行手続の一種である強制管理を申立ててビルを占有していた不動産業者らと攻防。

(株)南北海道総研「NEW現代函館」1995.1)

知的財産権

「ラージコアレス 特許係争が円満解決」(見出し)

(製造販売業者を代理)

芯なしトレットペーパーについて、他の製造・販売メーカに対し、特許抵触の警告を行った結果、クロスライセンス契約を結ぶことによって円満解決が図られた。

(「紙業日月新聞」1996.4.12)

ゴルフ会員権

ゴルフ場使用について、特別ゲスト枠の廃止及び予約制度の導入がなされたことを理由とする会員からのゴルフ会員契約解除に基づく保証金等の返還請求が認容された事例

(ゴルフクラブ会員を代理)

本判決は、ゴルフ会員契約の解除を認め、保証金・預託金の返還請求を認容した。

(札幌地方裁判所平成10年1月29日判決：「判例時報」1668号123頁、「判例タイムズ」1014号217頁)

合併

「ナラサキ石油と札幌石油合併 価格競争に対応 道内小売り再編へ一石 経営効率化で生き残り」(見出し)

(存続会社側の法務を担当)

価格競争を背景とした業界再編において、合併に関連する法務問題に対処。

(北海道新聞平成11年1月6日朝刊 日本経済新聞2月6日)

前田尚一法律事務所

札幌市中央区南1条西11丁目1番地コンチネンタルビル9F

TEL. 011-261-6234 FAX. 011-261-6241

URL: www.smaedalaw.com

E-mail: maeda@lawyers.or.jp